

## 「部落解放基本法」制定を求める決議

我々日本バプテスト連盟は 1981 年第 35 回年次総会で「部落問題委員会の設置」を決議し、理事会はこれを受け「部落問題特別委員会」を設置した。更に 1982 年「同和問題に取組む宗教教団連帯会議」( 同宗連 ) の結成に当り、当初より加盟すると共に、1983 年キリスト教関係教団・教派による「部落問題に取組むキリスト教連帯会議」( 部キ連 ) の創設に際しても、これに加盟し、特に議長教団としての重責を担って来た。

ところで、1965 年同和対策審議会( 同対審 ) の答申以後、法的措置による同和対策事業の推進がはかられ、部落の環境・教育・産業・労働等の分野で一定程度の問題改善が見られて来た。しかし、その法的根拠である地域改善対策特別措置法は来年 3 月末日で期限切れとなるが、部落の現状は結婚をはじめ、交際、教育、就職等、具体的分野での差別が厳しく、その結果、自殺に象徴される人権無視の悲劇が跡を絶たない。

こうした状況の下で、部落差別解消のための抜本的施策の確立が強く求められ、全国の自治体、その首長、各運動団体、各政党等から「部落解放基本法」( 部解基本法 ) 制定の要請・要求運動が提起されている。我々日本バプテスト連盟が加盟する同宗連も、既に 1985 年「我々宗教者は、同和問題( 部落問題 ) 解決の取組みなくしては、最早宗教たり得ない」という自覚をもって部落解放基本法制定を求める決議を行った。

われわれ日本バプテスト連盟は第 40 回年次総会にあたり常に被差別者の立場に立って生きられたイエスを主と仰ぐキリスト者として、この部落差別問題への無関心を差別への加担・罪として捉え、この問題への深い関わりを持つことが主の御旨であり、非人間的な差別者としての自己を解放するというすぐれて信仰の質にかかる問題であると信じるが故に今後部落解放基本法の制定を求める運動諸団体と連帯し、署名運動を初め、法制定に向け一層の努力を決意する。以上の視点から、関係諸機関に対して速やかな基本法制定を強く要求するものである。

1986 年 8 月 22 日

日本バプテスト連盟第 40 回年次総会